

八代市特定委託業務共同企業体事務取扱要領

（趣旨）

第1条 八代市の発注する建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日建設省厚第50号）第1の測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務等をいう。以下同じ。）に係る共同企業体の競争入札参加資格等に関する事務取扱いについては、別に定めのある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、特定委託業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）とは、特定の委託業務を共同連帯して履行することを目的として、2以上の建設コンサルタント業務等請負業者が出資して設立した単一の共同事業を営む団体をいう。

（対象業務）

第3条 共同企業体により競争を行わせることのできる業務（以下「対象業務」という。）は、地域に精通した企業による技術力の集結によって、単体企業に比べ効果的な履行ができると認められる業務のうち、市長が特に指定するものとする。

（共同経営）

第4条 共同企業体は、共同履行方式を主体として、各構成員がそれぞれ資金、機械、労務等を提供して、構成員全体で組織する運営委員会を設け、業務の遂行にあたる共同企業体経営方式とする。

（共同企業体の構成員）

第5条 共同企業体の構成員は、発注業務に対応する業務種別の競争入札参加資格者のうちから、市長があらかじめ選定した者の間で任意に結成するものとし、その構成員の数は、原則として2社以内とする。

2 特定委託業務受注のために結成される共同企業体の構成員は、当該業務受注のために結成される他の共同企業体の構成員になることはできない。

（構成員の出資割合）

第6条 すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

（代表者要件）

第7条 代表者は最大の業務遂行能力を有する者とし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

（競争入札参加申請）

第8条 対象業務の競争入札に参加しようとする者は、市長が指定する日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- （1） 特定委託業務共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- （2） 特定委託業務共同企業体協定書（様式第2号）の写し
- （3） その他当該対象業務において定める要件を確認するための資料

（資格審査）

第9条 共同企業体の資格審査は、構成員全員について次に掲げる事項に関し、必要な審査を行うものと

する。

- (1) 対象業務に係る登録証明又は許可証
- (2) 技術者の状況
- (3) 業務経歴
- (4) 経営及び信用の状況

2 共同企業体に対する審査の結果は、代表者あてに通知するものとし、通知は競争入札指名通知をもって代えることができる。

(入札)

第10条 共同企業体に係る入札事務については、本市の行う入札事務の例による。

2 入札書における相手方の表示は、共同企業体の名称及び所在地並びに代表者の商号又は名称及び代表者名をもって記名押印し、行うものとする。

(共同履行の確保)

第11条 共同履行の確保を図るため、委託業務請負契約を締結した共同企業体に対し、その運営委員会の委員名及び委託業務事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表を提出させるものとする。

(解散の時期)

第12条 委託業務請負契約を締結した共同企業体は、当該契約の履行後6ヶ月を経過し、かつ、市長の承認を得た後でなければ解散することができない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。